

## VI 原発事故の影響

### 1 事故後の水道水中の放射性物質にかかる対応

月 日	経 過 等
3月11日	東京電力(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所について、原子力災害特別措置法第15条に基づき、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言発令
3月19日	厚生労働省公表「原子力災害現地対策本部から送付された水道中の放射性物質に関する情報について」 3月17日 川俣町の放射性ヨウ素 308 ベクレル/kg
3月19日	厚生労働省通知「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」 指標を超過し水道水の摂取制限が指示された場合は、当該水道水の飲用を控えるよう広報することを依頼 《指標値》 ・放射性ヨウ素 300 ベクレル/kg ・放射性セシウム 200 ベクレル/kg
3月21日	厚生労働省発表「福島県(飯舘村)における水道水中の放射性物質の検出について」 3月20日 飯舘村の放射性ヨウ素 965 ベクレル/kg 3月17日から19日までのいわき市の結果を公表
3月21日	厚生労働省通知「乳児による水道水の摂取に係る対応について」 水道水中の放射性ヨウ素が100ベクレル/kgを超える場合には、乳児用調整粉乳を当該水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるよう広報することを依頼
3月22日	厚生労働省発表「福島県における水道水中の放射性物質の検出について」 3月21日 県内5市町村で放射性ヨウ素100ベクレル/kg超
3月22日	水道水中の放射性ヨウ素が100ベクレル/kgを超過した場合のいわき市の対応について保健所と協議 超過した場合、早急な広報とペットボトル水の配布
3月23日	厚生労働省通知「水道水中の放射性物質の検出に伴う水道利用者への広報について」 3月21日 いわき市 放射性ヨウ素 103 ベクレル/kg  ◇ 乳児に対するペットボトル水の配布 対象者 乳児 (乳児用調整粉乳を摂取するおおむね1歳半くらいまで) 本数 1人あたり4リットル 配布人数 延3,228人 配布場所 市文化センター、各地区対策本部  ～31日終了
3月26日	厚生労働省通知「放射性物質の拡散による降雨後の表流水取水の抑制・停止等の対応について」 ○降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋 ○粉末活性炭の利用

月 日	対 応 等
	<p>◇ 粉末活性炭の利用</p> <p>平浄水場 活性炭注入合計 3,971kg 3/26～4/12</p> <p>山玉浄水場 活性炭注入合計 1,090kg 3/27～4/11</p>
4月4日 以降	放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出  ～現在に至る
4月5日	<p>(県通知)</p> <p>4月4日 厚生労働省通知「水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱い等について」</p> <p>○摂取制限及び広報の要請 直近3日分の水道水の放射性物質の検査結果の平均値が指標等を上回った場合。ただし、1回の検査結果であっても指標等を著しく上回った場合</p> <p>○摂取制限解除の目安 直近3日分の水道水の放射性物質の検査結果の平均値が指標等を下回り、かつ、検査結果が減少傾向にある場合</p>
5月14日	<p>福島県食品衛生課通知「水道施設における汚泥処理の当面の対応について」</p> <p>○放射性物質の分析が未実施又は処分先(再利用)が確保できない汚泥浄水場内に仮置きする。</p> <p>○分析結果がND(検出下限値以下)の場合 従来どおりの処分、再利用を行う。</p>
6月16日	<p>厚生労働省通知「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」</p> <p>○10万ベクレル/kg超 県内の遮へいできる施設で保管</p> <p>○10万ベクレル/kg以下 濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、管理型処分場に仮置き ※ 8千～10万ベクレル/kgの最終的な処分について引き続き検討</p> <p>○8千ベクレル/kg以下 跡地を居住等の用途に供しない場合には管理型処分場に埋立処分 ※ 跡地を農耕、居住等に利用する場合には利用用途ごとに安全性を評価</p> <p>○クリアランスレベル以下 再利用 他の原材料との混合・希釈等を考慮し、市場に流通する前にクリアランスレベル以下になる物は利用可能 ※ クリアランスレベル100ベクレル/kg</p> <p>原子力災害対策本部通知「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方について」</p>

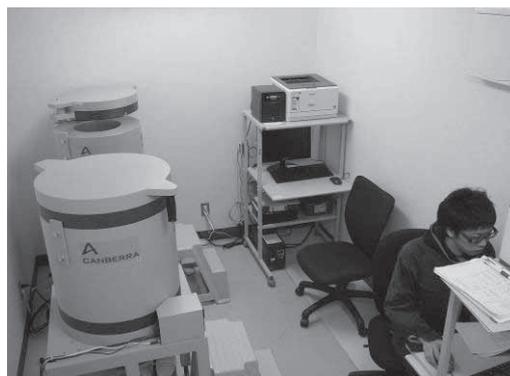
## 2 飲料水モニタリング検査の推移

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故直後の16日から、国は飲料水(水道水)の安全性を確認するため、福島県原子力センター福島支所等でモニタリング検査を開始した。当初、検査を実施できる検査機関は限られていて、1か所あたりの検体数は増加する一方であった。

このため、1検体あたりの測定時間が限られ、検出下限値は4ベクレル/kg程度までしか下げられず、低く設定することが出来なかった。また、限られた検体数のみの検査しか行えず、市内の全水系の確認は実施できずにいた。さらに、市民への公表は、検査のみならず検体の輸送にも時間がかかったため、結果が出るまでに3、4日かかり、迅速な公表は行えない状況が続いた。

現在は、国の原子力災害対策本部の方針に基づき、水道局水質管理センターにゲルマニウム半導体検出器を導入し、全11浄水場のうち8検体を週に4回、3検体を週に1回検査を実施している(表11)。

なお、現在の検出下限値は1ベクレル/kg未満となっており、採水の翌日には測定結果を公表している。



【表11 実施場所】

平浄水場	(表流水:夏井川水系夏井川)	
上野原浄水場	(表流水:夏井川水系好間川)	
泉浄水場	(表流水:鮫川水系鮫川)	
山玉浄水場	(表流水:鮫川水系四時川)	
法田第2ポンプ場	(地下水)	
川前浄水場	(表流水:五林川)	
入遠野浄水場	(表流水:鮫川水系入遠野川)	
旅人浄水場 ※1	(表流水:馬下川)	
		以上 市内8浄水場
上遠野浄水場	(表流水:鮫川水系鮫川)	
鷹ノ巣浄水場	(表流水:上遠野川)	
根岸浄水場	(湧水)	
深山田浄水場 ※2	(湧水)	
		以上 市内4浄水場

※1 旅人浄水場は、平成24年3月26日から井戸(地下水)に切替え

※2 深山田浄水場は、平成24年3月27日から休止(湧水のため、検査は3月1日で中止)

### (1) 平成23年3月16日から10月22日までの期間

実施主体 国の原子力災害現地対策本部  
 検査場所 福島県原子力センター福島支所又は(財)日本分析センター(千葉市)  
 検出下限値 4ベクレル/kg

- ① 3月16日から4月11日まで毎日検査を実施  
 福島県いわき合同庁舎(平字梅本)の蛇口の水を継続して検査

※ 給水復旧作業により、3月22日に上野原浄水場水系から平浄水場水系に変更

3月23日からは併せて上野原浄水場の水も検査を実施

3月21日は、4基幹浄水場(平、上野原、泉、山玉)の臨時検査を実施

- ② 3月28日から4月3日まで、3日毎に市内8浄水場の水の検査を実施
- ③ 4月5日から10月22日まで、2日毎に市内8浄水場の水の検査を実施  
(月日はすべて採水日)

## (2) 10月24日から現在までの期間

実施主体 いわき市水道局 (国の原子力災害現地対策本部の方針)

検査場所 水質管理センター

検出下限値 2ベクレル/kg → 1ベクレル/kg

- ① 10月24日から、週4回市内8浄水場の水の検査を実施  
採水日 日曜日、火曜日、木曜日、土曜日  
ゲルマニウム半導体検出器 県貸与分1台導入  
検出下限値を4ベクレル/kgから2ベクレル/kgに変更
- ② 11月9日から、新たに週1回市内4浄水場の水の検査を追加  
採水日 火曜日  
ゲルマニウム半導体検出器 水道局購入分1台追加し2台体制となる
- ③ 1月16日から、検出下限値を2ベクレル/kgから1ベクレル/kgに変更
- ④ 3月1日から、遠野簡易水道1箇所(深山田浄水場)の検査を中止し、3箇所について週1回の測定に変更  
※ 4月1日から水道水中の放射性物資に係る管理目標値について、セシウム10ベクレル/kg以下が施行されることとなる。

## (3) 原水等の検査について

飲料水モニタリング検査は、浄水場の蛇口の水を測定しているが、豪雨後に高濁度の河川水(原水)などについても、随時検査を行っている。

平成24年度からは「水質検査計画」に、市が独自に実施する原水、配水及び給水栓の放射性物質の検査も定め、月に1回実施することとした。